

個人の秘密に関する 1995 年 4 月 21 日付
モンゴル国法律(目次)[仮訳]

2015 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 個人の秘密の種類及び個人の秘密の保護
- 第 3 章 その他の規定

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

この法律の目的は、個人の秘密を定め、保護することと関連する関係を規制することに存する。

第 2 条 個人の秘密に関する定義

「個人の秘密」とは、モンゴル国若しくは外国の国民又は無国籍者がモンゴル国の法令に従い秘密を保持し、かつ、漏えいすれば当該個人の適法な利益、名誉又は威信に対し明らかに損害をもたらすおそれのある情報、文書又は現物をいう。

第 3 条 個人の秘密に関する法令

個人の秘密に関する法令は、憲法、この法律及び法令のその他のアクトによりこれを構成する。

第 2 章 個人の秘密の種類及び個人の秘密の保護

第 4 条 個人の秘密の種類

1 個人の秘密は、次の種類を有する。

- (1) 信書の秘密
- (2) 健康の秘密
- (3) 財産の秘密
- (4) 家庭の秘密
- (5) 法律所定のその他の秘密

2 信書、健康、財産及び家庭の秘密は、この法律において次の意義のようにこれを理解する。

- (1) 信書の秘密については、信書、電報、小包及び申請書等の郵送手段により他の個人又は組織と交換する情報、文書又は現物
- (2) 健康の秘密については、当該個人の身体器官の異常又は公衆に対し危険のある特徴的なくつかの伝染病以外の疾病により発病した旨の情報
- (3) 財産の秘密については、財産、知的財産又は権利の所有者又はその受任者のみが知り、また権限のある機関の職員が公的職責に従い取得して知った情報、文書、

データ、契約類又は現物

(4) 家庭の秘密については、他人に漏えいすれば当該個人又はその家庭の成員の名誉、威信又は利益に対し害をもたらす情報

3 個人自らのアーカイブ、預金、記録若しくは封印物又はそれらに含まれる音声・映像記録については、秘密を保持することができる。

4 (失効)

第5条 個人の秘密の保護

1 個人は、自ら秘密を保護する。

2 必要のある場合には、個人の秘密は、法令所定の根拠及び手続に従い、国又は組織がこれを保護におくことができる。

3 法律により個別に権限が授与された国家機関の権限のある職員は、法令所定の根拠及び手続に従ってのみ個人の秘密にアクセスする。

4 個人の秘密を法律に従い、又は委任により取得して知った者が他人に漏えいすることは、これを禁止する。

第3章 その他の規定

第6条 個人の秘密の開示

モンゴル国が承認して保護し、又は国の安全に係る利益若しくは国民の健康若しくは適法な権益に損害をもたらさないために不可欠の必要がある特段の場合には、国の関連する権限のある機関(職員)の決定により個人の健康その他の秘密を法律所定の範囲内において開示することができる。

第7条 裁判所に対する訴えの提起

第5条第4項所定の者が自己の秘密を他人に漏えいしたと認める場合には、個人は、これに関して裁判所に対し訴えを提起する権利を有する。

第8条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

第5条第4項の定めに違反した者に対して刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官は、2万ないし5万トゥグルグの罰金に処する行政罰を科すことができる。

第8条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

1 この法律に違反した公務員の行為が刑事事件の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第9条 法律の発効

この法律は、1995年7月1日からこれを施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)